

さ情審査答申第33号
平成19年4月4日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答申書

平成18年10月20日付けで貴職から受けた、行政事件訴訟法の改正にかかる次の総務局長通知の起案書①2004年11月9日付け②2005年1月4日付け〈総務課〉(以下「本件対象行政情報」という。)の非公開決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、本件諮問は、同一人からの行政情報公開請求であって類似の事案であることから、平成18年10月20日付けで受けた、「市政情報課が収受した総務局長通知(行政事件訴訟法改正関係)を含む個別フォルダーの一部公開決定に対する異議申立てに係る諮問」と併合して審議をしました。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報は不存在と認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成18年7月25日付け総総総第648号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象行政情報は、平成17年4月1日に施行した、行政事件訴訟法の一部を改正する法律について司法制度改革推進本部事務局長名で各都道府県知事あてに通知された同法の解釈運用指針にかかわるものであ

り、したがって、さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）別表の第2種（10年保存する文書）に該当し、現在も保存されているはずのものである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 本件対象行政情報は、平成16年度に作成された、行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に関する総務局長通知の起案書であり、文書管理規則別表の第5種（1年以内の期間保存する文書）第1号「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」に該当するものとして、文書管理規則第36条第4項に基づき総務課長が保存期間を定めたものである。なお、本件総務局長通知の根拠となる、内閣府司法制度改革推進本部事務局長名で各都道府県知事あてに送付された改正行政事件訴訟法に関する通知文については、文書管理規則第37条第4号に規定されている「当該文書の事案の処理が終わった日」に至っていないため、継続文書として総務課で保管しており、平成18年7月12日付けの行政情報公開請求を受けて、本件異議申立人に対して公開されている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報の不存在について

実施機関は、本件対象行政情報は文書管理規則別表の第5種（1年以内の期間保存する文書）第1号「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」に該当するものとして、保存期間の満了により廃棄したと述べているところ、ほかに本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的事情も存在しない。異議申立人は、本件対象行政情報は文書管理規則別表の第2種（10年保存する文書）第1号「国又は県の行政機関の諸令達で重要なもの」に該当し、本件対象行政情報は存在するはずであると主張するが、実施機関の解釈は前記のとおりであり、異議申立人主張の保存期間を前提として文書の存在を推認することは不可能であるから、本件対象行政情報は不存在と認めるのが相当である。

2 本件対象行政情報の保存期間について

異議申立人の主張の意図するところは、本件対象行政情報は文書管理規則別表第2種（10年保存する文書）第1号の「国又は県の行政機関の諸令達で重要なもの」に該当するものと扱うべきであるという点にあると解される。この点に関しては、まず、一般論として国や県の行政機関の諸令達が庁内で通知がなされたときに通知する文書の保存期間を考える場合、

通知する文書は通知される文書と一体として保存期間が定められるべきかという問題がある。この点、通知する文書自体に常に意味があるわけではないことからすると、通知する文書と通知される文書を分離して通知する文書自体で保存期間を検討することも一応の合理性があり、「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」を1年以内の期間保存する文書としている文書管理規則もそのような立場と理解できる。

次に、通知する文書の保存期間を考える場合に、この文書管理規則上も「照会、回答、通知等の文書で」軽易かどうかの考慮は必要とされているのであり、本件の場合に軽易なものとするべきかどうかの問題は存する。この点、本件対象行政情報は、通知文の起案書であり、存在しないので、そのものとしては判断できないが、本件では事実上存在した通知文（異議申立人にも提供されている）から判定することは可能であり、通知文が形式的な内容にとどまっていることからするとその起案書も形式的な内容であり、重要な意味があつたとも考えられない。

そうすると、総務課長が本件対象行政情報を文書管理規則別表の第5種（1年以内の期間保存する文書）第1号「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」に該当するものとして、保存期間を定めたことは妥当であり、異議申立人の本件対象行政情報は文書管理規則別表第2種（10年保存する文書）第1号の「国又は県の行政機関の諸令達で重要なもの」に該当するものとして扱うべきであるという主張は、勧告的意見としても採用できないと判断する。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成18年10月20日	諮問の受理
②	同 年 11月13日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 12月21日	審議
④	平成19年 2月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 3月23日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)